

説明ターゲット

次の原稿不鮮明

6年1月12日

主務者又は

撮影立会者

加部東保夫



アジア歴史資料センター

0734

第九號

八月廿四日

陸軍大臣 阿部 實篤

國民春修生活抑制方策要綱ノ件
首題ノ件本十六日ノ關係省打合會議（内、大、陸、海、文、商、通、
鐵、厚）ニ於テ別紙ノ通決定相成候條之ヲ實施ニ付テハ特ニ御盡力
方及御依頼候

陸軍大臣 阿部 實篤 殿

企畫院五部發後第四九號
昭和十五年八月十六日

企畫院次長 小畑 忠

15.8.17

15.8.17 前午 大臣官

企畫院

15.8.20 陸軍部

15.8.17 陸軍省 軍務課

秘
秘

國民奢侈生活抑制方策要綱（關係各省打合會決議）

一五 八一六

奢侈品等製造販賣制限規則ノ施行ニ呼應シ國民各階層ヲ通ジ奢侈不健全ナル生活ヲ彈壓刷新シ質實剛健ニシテ且ツ明朗ナル新生活様式ヲ執ラシムルノ要緊切ナルモノアリ

仍テ各廳ハ差當リ左記事項ヲ即時實施スル方針ヲ以テ必要ナル法規ノ整備等ヲ行フト共ニ更ニ引續キ研究、準備ヲ進メ一層コレガ強化ニ努ムルモノトス

尙ホ本件實施ニ伴ヒ健全明朗ナル慰安娛樂ノ普及就中體育ノ獎勵ニ力ヲ注ギコレニ必要ナル資材ノ配給等ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フモノトシ別途速ニ具體策ヲ樹立スルモノトス

記

一 飲酒、享樂的飲食、遊興等ヲ制限スルコト

- イ 未成年者ノ飲酒喫煙禁止ヲ徹底スルコト
- ロ 晝間飲酒ヲ制限スルコト
- ハ 飲食營業者ハ午後五時以後ニ非ザレバ酒類ヲ販賣提供スルヲ得ザルコト
- ニ 貸座敷及貸座敷類似營業ハ午後五時開店午後十二時閉店トスルコト
- ホ 料理代ヲ制限スルコト
- ヘ 享樂的飲食店ノ冬期終業時間ヲ繰上グルコト
- ニ 娛樂享樂ヲ制限スルコト
- イ 遊技場ノ營業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後十時又ハ十一時ヲ限度トスルコト
- ロ 興行場ノ營業時間ハ日曜祝祭日ヲ除クノ外正午ヨリ午後十時ヲ限度トスルコト
- ハ 高額料金ノ興行ヲ抑制スルコト

- 二 映画ノ内容ヲ向上セシムル爲檢閲ノ強化フィルムノ配給抑制等ヲ行フコト
- 三 享樂的飲食店營業及貸座敷營業其他奢侈享樂用營業ヲ漸減スルコト
 - ト 享樂的飲食店營業及貸座敷營業ハ新設擴張ヲ許サズ且相續ノ外讓渡ヲ認メザルコト
- 四 奢侈享樂的自動車使用ヲ制限スルコト
 - イ 花柳界競馬場劇場ノ往復等奢侈享樂方面ニ自動車ヲ使用スルヲ抑制スルコト
 - ロ 不要不急ノ自家用乗用車ノ使用ハガソリン配給規正ニ依リ極力之ヲ制限スルコト
- 五 雜誌ヲ整理スルコト
 - イ 大衆娛樂雜誌ヲ婦人雜誌其ノ他趣味、演藝ニ關スル雜誌ニシテ奢侈ノ享樂ニ流レ又ハ射倖心ヲ誘發シテ戰時國民生活ヲ阻害スル

- ガ如キモノヲ整理スルコト
- ロ 同一傾向ノ内容ヲ有スルモノ過多ノ状態ニ在ルトキハ可及的ニ統合スルコト
- 六 葉巻、紙巻及刻チ通ジ高級煙草ノ發賣ヲ中止スルコト
- 七 遊覽旅行ヲ制限スルコト
- イ 遊覽團體旅行ノ制限特ニ新聞社旅行會等ニ依ル所謂會員募集ノ遊覽旅行ヲ抑制スルコト
- ロ 個人旅客ニ付テモ出來得ル限り遊覽旅行ヲ制限スル接指導スルコト
- ハ 遊覽船ノ運行ヲ休止シ又ハ制限スルト共ニ其ノ使途ニ付適當ナル指導ヲナスコト
- 八 各種大會總會等ノ開催並ニ之ニ列席スル人員ヲ制限スルコト
- 九 停車場、鐵道沿線等ニ於ケル不要不急ノ廣告ヲ廢止スルコト
- 一〇 不要不急通信ヲ制限スルコト

慶弔電報、年賀郵便其ノ他不要不急ナル通信ヲ可及的ニ制限スルコト

一、 電力ノ消費制限並供給禁止ヲ繼續スルコト

不急不要電力ノ消費ノ禁止又ハ制限ノ繼續並ニ必要アル場合ニハ之ヲ強化擴充スルコト

一、 學生生徒ニ對シ左ノ措置ヲ執ルコト

イ 乗物ノ使用制限ヲスルコト

原則トシテ學校ヨリ二軒以内ノ通學ハ徒步ニ依ラシムルコト

ロ 興行ノ入場ヲ制限スルコト

學生、生徒ノ映畫其ノ他ノ興行場ニ入ルコトハ別ニ定ムル場合ヲ

除クノ外土曜、日曜、祝祭日、休暇等ニ限り之ヲ許スコト

ハ 遊技場ノ入場ニ付制限又ハ禁止ノ措置ヲ講ズルコト

ニ 享樂的飲食店ヘノ出入ヲ禁止スルコト

一、 百貨店等ノ營業ヲ規正スルコト

- イ 商品券ノ發行ヲ抑制スルコト
- ロ 内覽會、展示會等ヲ廢止スルコト
- 新柄ノ宣傳等ノ爲ニ催ス内覽會、展示會等ヲ廢止スルコト
- ハ 外賣制度ヲ廢止スルコト